## CARE TWENTYONE CORPORATION

# 最終更新日:2020年1月30日 株式会社ケア21

代表取締役社長 依田 平

https://www.care21.co.jp/

問合せ先:常務取締役業務統括本部長 和久 定信 TEL:06-6456-5697

証券コード: 2373

#### 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1.基本的な考え方

当社は、企業活動を支えるすべてのステークホルダー(利害関係者)の利益を重視し、かつ長期継続的に企業価値の最大化を実現するうえで、コーポレート・ガバナンスの確立を極めて重要な経営課題であると認識しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

#### 2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

# 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社浅科依田	1,000,000	21.90
吉田 嘉明	717,600	15.72
スターツコーポレーション株式会社	600,000	13.14
依田 雅	416,100	9.11
アズワン株式会社	320,000	7.01
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN ABFOR HEALTHINVEST SMALL AND MICROCAP FD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	177,400	3.88
ケア21従業員持株会	152,500	3.34
依田 平	148,000	3.24
依田 明子	80,000	1.75
ケア21役員持株会	77,200	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 <sup>更新</sup>

## 3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	10 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 該当事項はありません。

# 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

# 1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

# 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <sup>更新</sup>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

# 会社との関係(1)<sup>更新</sup>

氏名	属性				Ê	≹社と	:の関	係(	)			
<b>以</b> 有	周1生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
深貝 亨	他の会社の出身者											
長屋 博	他の会社の出身者											
石田 行司	他の会社の出身者											

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

# 会社との関係(2) <sup>更新</sup>

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深貝 亨			社外有識者により第三者的立場から経営に関する助言を得ることに加え、主要な取引先、主要な株主の業務執行者その他に該当せず、社外取締役の役割において一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
長屋 博			社外有識者により第三者的立場から経営に関する助言を得ることに加え、主要な取引先、主要な株主の業務執行者その他に該当せず、社外取締役の役割において一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。

石田 行司

社外取締役石田行司氏は、当社の取引 先であるニューロンネットワーク株式会社 の代表取締役社長であり、また当社の持 分法適用会社である株式会社ニューケア ネットの代表取締役社長であります。

薬剤師として培われた専門性に加え、保険薬 局等の企業経営者としての豊富な経験と専門 性は、当社グループの企業価値向上に大きく 寄与するものと期待したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明

個々の取締役の具体的な基本報酬(固定報酬)を審議する諮問機関として、報酬諮問委員会を設置しております。 独立かつ客観的見識を備える社外取締役2名及び社内取締役1名からなる3名の取締役で構成し、その委員長は社外取締役から選定しておりま

当該諮問委員会は年1回株主総会開催後に開催され、業務統括本部担当取締役が事務局を務めております。

#### 【監查役関係】

す。

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 <sup>・更新</sup> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- 監査役と会計監査人は、毎決算期及び必要な都度、意見交換会を実施しております。監査役と内部監査部門は、被監査部門への共同往査、主 要案件についての意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	0 名

# 会社との関係(1) <sup>更新</sup>

氏名	会社との関係(							会社との関係( )							会社との関	会社との関係( )										
<b>以</b> 有	<b>月</b> 11年	а	b	C	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m												
天谷 庄太郎	他の会社の出身者																									
深井 和巳	公認会計士																									

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者 g
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 h
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ) k
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- その他

会社との関係(2)<sup>更新</sup>

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
天谷 庄太郎		社外監査役天谷庄太郎氏は、当社の主要な取引銀行の一つである株式会社りそな銀行の出身者であります。	社外有識者により独立した立場から経営の監 視を行うため。
深井 和巳			公認会計士として長年培われた専門的な知 識・経験等を、当社の管理体制にいかすため。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるととも に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、取締役に対し特定譲渡制限付株式を付与する報酬制度を導入しておりま す。

#### ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

# 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 <sup>更新</sup>

第26期(2019年10月期)における当社の取締役に対する報酬 取締役に支払った報酬 125,208千円(うち社外取締役 5.040千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、基本報酬(固定報酬)と特定譲渡制限付株式報酬の2つで構成しております。

基本報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、社外取締役が過半数を占め、かつ社外取締役が委員長である報酬諮問委員会に おいて個々の取締役の具体的な金額を審議し、取締役会で決議しております。

また、特定譲渡制限付株式報酬は、付与対象外となる社外取締役及び監査役の十分な牽制が期待できることから、個々の取締役の具体的な支給時期及び配分については取締役会で決議しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社内監査役及び内部監査部門、並びに監査法人との緊密な連携によって社外監査役の業務をサポートしております。

## 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、経営の基本方針、法定並びに定款、規程事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する機関と位置づけており、定例(月1回)及び臨時に開催し、経営の全般につき迅速な意思決定を行っております。 監査役は取締役の職務執行について監査しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート·ガバナンスの確立のため、「コンプライアンス経営の実践」と「コーポレート·ガバナンス組織の充実」を2本柱とし、経営の透明性と説明責任を担保する体制の確立を進めるため、現在の体制を採用しております。

# 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 実施していません。

# 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表自 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	検討中であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	中期経営計画、決算情報及びその他適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書他	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画課が担当しております。	

# 3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	雇用の更なる創出のため、定年制を撤廃しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社コンプライアンスマニュアルにおいて「株主・投資家及びご利用者様の合理的な判断に資するよう、行政に提出する情報を含め、適時・適切な情報開示に努めます」と明記しております。

#### 内部統制システム等に関する事項

# 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、全てのステークホルダーの利益を重視し、長期継続的に当社グループの企業価値の最大化を実現するため、次のとおり会社法第348条第3項第4号及び第362条第4項第6号に規定する「法務省令で定める体制」を構築し、よって経営の透明性と業務の適正性並びに株主に対する説明責任を確保することを基本方針としております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ケア21グループ企業倫理憲章を定め、必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反行為を未然に防止しております。また、取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

トータル・リスクマネジメント体制の実践的運用を確保するためケア21グループリスク管理規程を定め、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置してグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化するとともに、危機管理室および内部監査課がリスク管理の状況を調査・監査し、その結果を定期的に取締役会および監査役会に報告しております。

また、不測の事態が発生したときは、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行っております。

また、取締役会の決定に基づ〈業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとしております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制を確保し実践的運用を徹底するため、ケア21グループ企業行動憲章及びケア21グループコンプライアンス基本規程を定め、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置してグループ全体のコンプライアンス体制の統括及びコンプライアンスに関する業務を執行し、必要に応じて各担当部署にて規則・ガイドライン等の策定、研修を実施しております。

内部監査部門として業務執行部門とは独立した内部監査課は、経常的な業務監視体制をとるものとしております。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報体制として、CS推進部長、常勤監査役及び社外弁護士を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行っております。

取締役は、グループ内における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告するものとし、監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができます。

6.企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ当社グループにおける業務の適正を確保するために、関係会社管理規程その他必要な規程を定め、関係会社の経営状況を定期的に取締役会に報告するほか、関係会社に対しても内部監査規程に基づき必要な監査を行うものとしております。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、当該人事については、取締役と監査役が意見交換を行うものとしております。

8. 取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役会または監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したときは、直ちに監査役に報告しなければならないこととなっております。

また、監査役は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役または使用人にその説明を求めることとしております。さらに、会計監査人から会計監査の内容につき説明を受け、情報の交換を行うなど連携を密にし、監査役監査の実効性確保を図っております。

9.監査役会または監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社グループの取締役または使用人が当該報告をしたことを理由に、不利な取扱いを受けることを禁止するものとしております。

なお、内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するとともに、代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととしております。

#### 2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 史新

法令遵守を重視し、反社会的勢力に対しては毅然と対応し、利益供与は一切行わないことを、「ケア21グループ企業行動憲章」、「ケア21グループ行動基準」及び「ケア21グループコンプライアンスマニュアル」で定め、コンプライアンスの重要性を周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応に関する相談窓口を「CS推進部」と定めて、平素から警察並びにその外郭団体、顧問弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築して、反社会的勢力に関する情報の共有化と収集した情報の一元的な管理を行い、当該勢力との関係をもたないための対応を組織的に行っております。

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

#### 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

# 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

#### 適時開示体制の概要

#### 1.決定事実に関する情報

当社は取締役会において重要事項の決定及び業務執行状況の報告を行っております。定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて 適宜臨時に開催しており、監査役は取締役会に出席することとしております。

取締役会において決定される重要事実については、情報取扱責任者及び代表取締役社長が情報開示の要否について協議し、公表を要するものに関しては取引所が定める適時開示規則に従い、代表取締役社長の承認を得て、迅速かつ正確に情報の開示を行っております。

#### 2.発生事実に関する情報

重要な発生事実に関しては、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに情報取扱責任者に情報が集約されます。その後公表の要否については情報取扱責任者及び代表取締役社長が協議し、必要に応じて会計監査人、弁護士などによるアドバイスを受けた上で、速やかに情報の開示を行っております。

#### 3.決算に関する情報

年度決算、四半期決算に関する情報は全て経理課で取りまとめ、決算数値作成中は、並行して会計監査人による監査を受けております。取締 役会にて承認決議が行われた後、当日の内に決算情報を開示しております。